浦安市特定創業支援等事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和４年３月３１日

浦安市長　　内　田　悦　嗣

浦安市告示第４９号

浦安市特定創業支援等事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

浦安市特定創業支援等事業費補助金交付要綱（平成30年告示第52号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第２条第26項」を「第２条第31項」に改める。

第４条中「第２条第23項」を「第２条第28項」に、「第２条第24項」を「第２条第29項」に改める。

別表創業に関する講習会の実施の項補助金の額の欄中「800,000円」を「870,000円」に改め、同表創業支援施設の運営の項補助金の額の欄中「3,000,000円」を「2,399,000円」に改める。

別記第１号様式、第３号様式及び第５号様式から第７号様式までの規定中「浦安市長　　様」を「（宛先）浦安市長」に改める。

附　則

この告示は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第２条、第４条並びに別記第１号様式、第３号様式及び第５号様式から第７号様式までの改正規定は、公示の日から施行する。